

平成 30 年 9 月 14 日

薬事・食品衛生審議会  
食品衛生分科会長 村田 勝敬 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
農薬・動物用医薬品部会長 穂山 浩

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
農薬・動物用医薬品部会報告について

平成 30 年 7 月 11 日付け厚生労働省発食 0711 第 2 号をもって諮問された、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づくアシノナピルに係る食品中の農薬の残留基準の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

# アシノナピル

今般の残留基準の検討については、農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定依頼及び魚介類への基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

## 1. 概要

(1) 品目名：アシノナピル [ Acynonapyr (ISO) ]

(2) 用途：殺ダニ剤

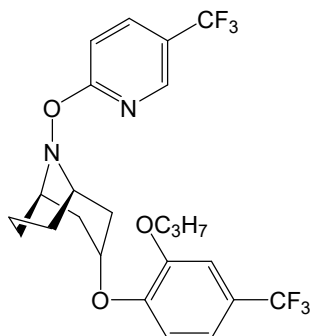
環状アミン骨格を有する殺ダニ剤である。抑制性グルタミン酸受容体に作用して殺ダニ活性を示すと考えられている。

(3) 化学名及びCAS番号

(1*R*, 5*S*)-3-[2-Propoxy-4-(trifluoromethyl)phenoxy]-9-{{[5-(trifluoromethyl)-pyridin-2-yl]oxy}-9-azabicyclo[3.3.1]nonane (IUPAC)

9-Azabicyclo[3.3.1]nonane, 3-[2-propoxy-4-(trifluoromethyl)phenoxy]-9-[[5-(trifluoromethyl)-2-pyridinyl]oxy]-, (3-*endo*)- (CAS : No. 1332838-17-1)

(4) 構造式及び物性



分子式	C <sub>24</sub> H <sub>26</sub> F <sub>6</sub> N <sub>2</sub> O <sub>3</sub>
分子量	504.46
水溶解度	1.89 × 10 <sup>-6</sup> g/L (10°C)
	8.89 × 10 <sup>-7</sup> g/L (20°C)
	3.57 × 10 <sup>-6</sup> g/L (30°C)
分配係数	log <sub>10</sub> Pow = 6.5 (25°C)

## 2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

### (1) 国内での使用方法

#### ① 20.0%アシノナピルフロアブル

作物名	適用	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	アシノナピルを含む農薬の総使用回数
かんきつ	ミカンハダニ	2000～ 3000倍	200～ 700 L/10 a	収穫前 日まで	1回	散布	1回
りんご	ハダニ類	1000～ 2000倍					
なし おうとう 小粒核果類		2000倍					
いちご なす すいか			100～ 300 L/10 a		2回以内		2回以内

#### ② 20.0%アシノナピル乳剤

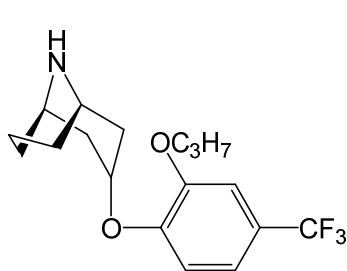
作物名	適用	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	アシノナピルを含む農薬の総使用回数
茶	カンザリハダニ	1000～ 2000倍	200～ 400 L/10 a	摘採 14 日前ま で	1回	散布	1回

## 3. 作物残留試験

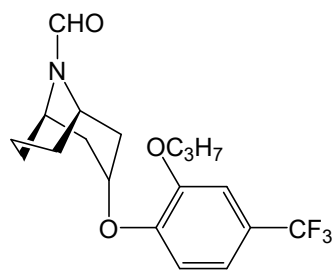
### (1) 分析の概要

#### ① 分析対象物質

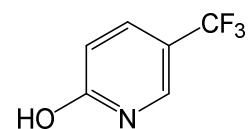
- ・ アシノナピル
- ・ 3-endo-[2-プロポキシ-4-(トリフルオロメチル)フェノキシ]-9-アザビシクロ[3.3.1]ノナン (以下、代謝物Cという)
- ・ 3-endo-[2-プロポキシ-4-(トリフルオロメチル)フェノキシ]-9-アザビシクロ[3.3.1]ノナン-9-カルボアルデヒド (以下、代謝物Kという)
- ・ 5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジノール (以下、代謝物Qという)



代謝物 C



代謝物 K



代謝物 Q

## ② 分析法の概要

### i) アシノナピル、代謝物 C、代謝物 K 及び代謝物 Q

試料に炭酸水素アンモニウム溶液を加えて均質化した後、アセトニトリル・水 (4 : 1) 混液、アセトニトリル・水 (7 : 3) 混液又はアセトニトリルで抽出する。SAX/PSA積層カラムを用いて精製した後、液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計 (LC-MS/MS) で定量する。

茶については、茶葉は試料に水を加えて浸漬後アセトニトリルで抽出し、中性アルミナカラムを用いて精製した後、LC-MS/MSで定量する。茶浸出液は、中性アルミナカラムを用いて精製した後、LC-MS/MSで定量する。

なお、代謝物C、代謝物K及び代謝物Qの分析値は、それぞれ換算係数1.47、1.36及び3.09を用いて、アシノナピル濃度に換算した値として示した。

定量限界：	アシノナピル	0.005～0.06 mg/kg
	代謝物 C	0.008～0.06 mg/kg (アシノナピル換算濃度)
	代謝物 K	0.007～0.06 mg/kg (アシノナピル換算濃度)
	代謝物 Q	0.016～0.13 mg/kg (アシノナピル換算濃度)

## (2) 作物残留試験結果

国内で行われた作物残留試験の結果の概要については別紙1を参照。

## 4. 魚介類における推定残留濃度

本剤については水系を通じた魚介類への残留が想定されることから、本剤の水産動植物被害予測濃度<sup>注1)</sup>及び生物濃縮係数 (BCF : Bioconcentration Factor) から、以下のとおり魚介類中の推定残留濃度を算出した。

### (1) 水産動植物被害予測濃度

本剤が非水田においてのみ使用されることから、非水田 PECTier1<sup>注2)</sup> を算出したところ、非水田 PECTier1 は  $2.2 \times 10^{-2} \mu\text{g/L}$  となった。

## (2) 生物濃縮係数

アシノナピル（第一濃度区：0.5 µg/L、第二濃度区：0.05 µg/L）を用いた60日間の取込期間及び56日間の排泄期間を設定したブルーギルの魚類濃縮性試験が実施された。アシノナピルの分析の結果から、BCF<sub>ss</sub><sup>注3)</sup>は6248 L/kg（第一濃度区）、3745 L/kg（第二濃度区）と算出された。

## (3) 推定残留濃度

(1) 及び(2)の結果から、アシノナピルの水産動植物被害予測濃度： $2.2 \times 10^{-2}$  µg/L、BCF：6248 L/kgとし、下記のとおり推定残留濃度を算出した。

$$\begin{aligned} \text{推定残留濃度} &= 2.2 \times 10^{-2} \text{ µg/L} \times (6248 \text{ L/kg} \times 5) = 690 \text{ µg/kg} \\ &= 0.69 \text{ mg/kg} \end{aligned}$$

注1) 農薬取締法第3条第1項第6号に基づく水産動植物の被害防止に係る農薬の登録保留基準設定における規定に準拠

注2) 既定の地表流出率、ドリフト率で河川中に流入するものとして算出

注3) BCF<sub>ss</sub>：定常状態における被験物質の魚体中濃度と水中濃度の比で求められたBCF

(参考) 平成19年度厚生労働科学研究費補助金食品の安心・安全確保推進研究事業「食品中に残留する農薬等におけるリスク管理手法の精密化に関する研究」分担研究「魚介類への残留基準設定法」報告書

## 5. ADI 及び ARfD の評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたアシノナピルに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

### (1) ADI

無毒性量：4 mg/kg 体重/day

(動物種) イヌ

(投与方法) カプセル経口

(試験の種類) 慢性毒性試験

(期間) 1年間

安全係数：100

ADI：0.04 mg/kg 体重/day

ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験において、雄で腸間膜リンパ節血管腫及び甲状腺ろ胞細胞腺腫、また、マウスを用いた発がん性試験において、雄

で血液リンパ系悪性リンパ腫の発生頻度増加が認められたが、発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。

(参考)

神経毒性、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。

## (2) ARfD 設定の必要なし

アシノナピルの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったため、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。

## 6. 諸外国における状況

JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。

## 7. 基準値案

### (1) 残留の規制対象

農産物にあつてはアシノナピル及び代謝物 C、魚介類にあつてはアシノナピルとする。

作物残留試験において、代謝物 C が一部の農作物で親化合物よりも多く検出されること、急性毒性が親化合物よりも強いことから、農産物の規制対象をアシノナピル及び代謝物 C とする。代謝物 K 及び代謝物 Q については、茶を除きいずれもアシノナピルと比較して残留濃度が低いことから、代謝物 K 及び代謝物 Q は残留の規制対象には含めないこととする。

なお、食品安全委員会は、食品健康影響評価において、農産物中の暴露評価対象物質をアシノナピル及び代謝物 C、魚介類中の暴露評価対象物質をアシノナピル（親化合物のみ）としている。

### (2) 基準値案

別紙2のとおりである。

### (3) 暴露評価

1日当たり摂取する農薬等の量のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

	TMDI/ADI (%) <sup>注)</sup>
国民全体 (1歳以上)	14.4
幼小児 (1~6歳)	28.1
妊婦	9.5
高齢者 (65歳以上)	18.8

注) 各食品の平均摂取量は、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI試算式：基準値案×各食品の平均摂取量

アシノナピルの作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験圃場数	試験条件				各化合物の最大残留濃度の合計 (mg/kg) <sup>注1)</sup>	各化合物の残留濃度 (mg/kg) <b>【アシノナピル/代謝物C/代謝物K/代謝物Q】</b> <sup>注2)</sup>
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数		
なす (果実)	2	20.0%フロアブル剤	2000倍 散布・196 L/10 a	2	1, 3, 7, 14, 28	圃場A:0.127	圃場A:0.099/0.028/<0.007/0.019
			2000倍 散布・258 L/10 a			圃場B:0.307	圃場B:0.298/*0.012/<0.007/<*0.019(*2回, 3日)
	2		2000倍 散布・246~256 L/10 a	2	1, 3, 7, 14	圃場A:0.072	圃場A:0.064/<0.008/<0.007/<0.016
			2000倍 散布・193~199 L/10 a			圃場B:0.038	圃場B:0.030/<0.008/<0.007/<0.016
2	2000倍 散布・254~255 L/10 a	1	1	圃場A:0.107	圃場A:0.098/0.009/<0.007/<0.016		
	2000倍 散布・197~201 L/10 a			圃場B:0.034	圃場B:0.026/<0.008/<0.007/<0.016		
すいか (果肉)	2	20.0%フロアブル剤	2000倍 散布・201~250 L/10 a	2	1, 3, 7, 14, 28	圃場A:<0.013	圃場A:<0.005/<0.008/<0.007/<0.016
			2000倍 散布・222 L/10 a			圃場B:<0.013	圃場B:<0.005/<0.008/<0.007/<0.016
	4		2000倍 散布・167 L/10 a	2	1, 3, 7, 14, 28	圃場A:<0.013	圃場A:<0.005/<0.008/<0.007/<0.016
			2000倍 散布・200~269 L/10 a			圃場B:<0.013	圃場B:<0.005/<0.008/<0.007/<0.016
			2000倍 散布・280 L/10 a			圃場C:<0.013	圃場C:<0.005/<0.008/<0.007/<0.016
2000倍 散布・256~260 L/10 a	圃場D:<0.013	圃場D:<0.005/<0.008/<0.007/<0.016					
すいか (果実)	2	20.0%フロアブル剤	2000倍 散布・201~250 L/10 a	2	1, 3, 7, 14, 28	圃場A:0.126	圃場A:0.018/*0.012/<0.007/<0.016(*2回, 28日)
			2000倍 散布・222 L/10 a			圃場B:0.102	圃場B:0.087/*0.024/<0.007/<0.016(*2回, 14日)
	4		2000倍 散布・167 L/10 a	2	1, 3, 7, 14, 28	圃場A:0.042	圃場A:0.034/<0.008/<0.007/<0.016
			2000倍 散布・200~269 L/10 a			圃場B:0.114(2回, 7日)	圃場B:*0.096/*0.018/<0.007/<0.016(*2回, 7日)
			2000倍 散布・280 L/10 a			圃場C:0.199	圃場C:0.186/*0.037/*0.015/<0.016(*2回, 14日)
2000倍 散布・256~260 L/10 a	圃場D:0.116(2回, 3日)	圃場D:*0.108/<0.008/<0.007/<0.016(*2回, 3日)					
温州みかん (果肉)	2	20.0%フロアブル剤	2000倍 散布・575 L/10 a	1	1, 3, 7, 14, 28	圃場A:0.015(1回, 3日)	圃場A:*0.007/<0.008/<0.007/<0.016(*1回, 3日)
			2000倍 散布・667 L/10 a			圃場B:0.015	圃場B:0.007/<0.008/<0.007/<0.016
	4		2000倍 散布・625 L/10 a	1	1, 3, 7, 14, 28, 42	圃場A:0.028(1回, 3日)	圃場A:*0.020/<0.008/<0.007/<0.083(*1回, 3日)
			2000倍 散布・600 L/10 a			圃場B:0.016(1回, 3日)	圃場B:*0.008/<0.008/<0.007/<0.016(*1回, 3日)
			2000倍 散布・667 L/10 a			圃場C:0.016(1回, 42日)	圃場C:*0.008/<0.008/<0.007/<0.016(*1回, 42日)
			2000倍 散布・600 L/10 a			圃場D:0.019(1回, 3日)	圃場D:*0.011/<0.008/<0.007/<0.016(*1回, 3日)
温州みかん (果皮)	2	20.0%フロアブル剤	2000倍 散布・575 L/10 a	1	1, 3, 7, 14, 28	圃場A:1.65(1回, 28日)	圃場A:**1.41/**0.235/**0.045/*0.037(*1回, 3日、*1回, 28日)
			2000倍 散布・667 L/10 a			圃場B:1.53(1回, 14日)	圃場B:*1.34/**0.385/**0.044/0.062(*1回, 3日、*1回, 14日、*1回, 28日)
	4		2000倍 散布・625 L/10 a	1	1, 3, 7, 14, 28, 42	圃場A:2.96(1回, 7日)	圃場A:**2.82/**0.250/**0.037/*0.083(*1回, 3日、*1回, 7日、*1回, 42日)
			2000倍 散布・600 L/10 a			圃場B:1.51(1回, 3日)	圃場B:*1.42/**0.171/**0.023/*0.062(*1回, 3日、**28日)
			2000倍 散布・667 L/10 a			圃場C:1.47	圃場C:1.42/**0.385/**0.041/*0.056(*1回, 3日、**14日、**42日)
2000倍 散布・600 L/10 a	圃場D:2.53(1回, 3日)	圃場D:*2.39/**0.256/**0.033/*0.080(*1回, 3日、**28日)					
夏みかん (果実)	2	20.0%フロアブル剤	2000倍 散布・606 L/10 a	1	1, 3, 7, 14, 28	圃場A:0.453	圃場A:0.440/*0.038/<0.007/<0.016(*1回, 28日)
			2000倍 散布・556 L/10 a			圃場B:0.452(1回, 3日)	圃場B:*0.311/*0.141/<0.007/0.043(*1回, 3日)
1	2000倍 散布・480 L/10 a	1	1, 3, 7, 14, 28	圃場A:0.497	圃場A:0.465/*0.082/<0.007/0.022(*1回, 14日)		
かぼず (果実)	1	20.0%フロアブル剤	2000倍 散布・640 L/10 a	1	1, 3, 7, 14, 28	圃場A:0.408(1回, 7日)	圃場A:0.265/*0.185/**0.012/0.043(*1回, 7日、**14日)
すだち (果実)	1	20.0%フロアブル剤	2000倍 散布・500 L/10 a	1	1, 3, 7, 14, 28	圃場A:0.402(1回, 3日)	圃場A:0.254/*0.197/*0.018/<0.028(*1回, 7日)
りんご (果実)	2	20.0%フロアブル剤	2000倍 散布・450 L/10 a	1	1, 3, 7, 14, 28	圃場A:0.824	圃場A:0.756/*0.250/*0.016/*0.046(*1回, 7日)
			2000倍 散布・440 L/10 a			圃場B:0.905	圃場B:0.737/*0.197/*0.082/*0.148(*1回, 14日)
	4		2000倍 散布・450 L/10 a	1	1, 3, 7, 14	圃場A:1.63(1回, 3日)	圃場A:*1.59/**0.047/**0.033/**0.074(*1回, 3日、*1回, 7日、*1回, 14日)
			2000倍 散布・450 L/10 a			圃場B:1.14	圃場B:1.12/*0.065/**0.060/*0.099(*1回, 7日、*1回, 14日)
			2000倍 散布・450 L/10 a			圃場C:1.05	圃場C:0.928/*0.172/**0.01/0.062(*1回, 3日、*1回, 14日)
			2000倍 散布・500 L/10 a			圃場D:0.434	圃場D:0.340/*0.126/**0.060/*0.059(*1回, 3日、*1回, 7日)
1	2000倍 散布・417 L/10 a	1	1	圃場A:0.860	圃場A:0.789/0.071/<0.007/0.065		
りんご (可食部)	1	20.0%フロアブル剤	2000倍 散布・834 L/10 a	1	1	圃場A:0.803	圃場A:0.744/0.059/<0.007/0.049



アシノナビルの作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験圃場数	試験条件				各化合物の最大残留濃度の合計 (mg/kg) <sup>注1)</sup>	各化合物の残留濃度 (mg/kg) 【アシノナビル/代謝物C/代謝物K/代謝物Q】 <sup>注2)</sup>
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数		
日本なし (果実)	2	20.0%フロアブル剤	2000倍 散布・400 L/10 a	1	1, 3, 7, 14, 28	圃場A:0.241(1回, 3日)	圃場A:0.214/**0.094/<0.007/*0.037(*1回, 7日、**1回, 28日)
			2000倍 散布・431 L/10 a			圃場B:0.299	圃場B:0.267/*0.094/<0.007/0.031(*1回, 28日)
	4		2000倍 散布・450 L/10 a		1, 3, 7, 14, 21, 28	圃場A:0.207	圃場A:0.176/**0.082/<0.007/*0.037(*1回, 7日、**1回, 21日)
			2000倍 散布・480 L/10 a			圃場B:0.245	圃場B:0.219/**0.081/<0.007/*0.037(*1回, 3日、**1回, 21日)
			2000倍 散布・500 L/10 a			圃場C:0.404	圃場C:0.380/**0.068/<0.007/*0.025(*1回, 7日、**1回, 21日)
			2000倍 散布・431 L/10 a			圃場D:0.403	圃場D:0.344/*0.128/0.007/0.046(*1回, 7日)
	1		2000倍 散布・476 L/10 a		1	圃場A:0.213	圃場A:0.198/0.015/<0.007/0.019
日本なし (可食部)	1	20.0%フロアブル剤	2000倍 散布・476 L/10 a	1	1	圃場A:0.195	圃場A:0.179/0.016/<0.007/0.019
すもも (果実)	2	20.0%フロアブル剤	2000倍 散布・400 L/10 a	1	1, 3, 7, 14, 21, 28	圃場A:0.030(1回, 21日)	圃場A:*0.022/<0.008/<0.007/<0.016(*1回, 21日)
うめ (果実)	3	20.0%フロアブル剤	2000倍 散布・333 L/10 a	1	1, 3, 7, 14, 21, 28	圃場B:0.046	圃場B:0.038/<0.008/<0.007/<0.016
			2000倍 散布・300 L/10 a			圃場A:0.836(1回, 3日)	圃場A:0.721/*0.132/<0.007/0.031(*1回, 3日)
			2000倍 散布・320~375 L/10 a			圃場B:0.739	圃場B:0.724/*0.121/*0.012/*0.022(*1回, 21日)
おうとう (果実)	2	20.0%フロアブル剤	2000倍 散布・399 L/10 a	1	1, 3, 7, 14, 21, 28, 35, 42	圃場C:0.675	圃場C:0.640/*0.050/<0.007/0.022(*1回, 21日)
			2000倍 散布・400 L/10 a			圃場A:1.25(1回, 7日)	圃場A:*1.10/**0.162/*0.016/*0.046(*1回, 7日、**1回, 21日)
いちご (果実)	2	20.0%フロアブル剤	2000倍 散布・175 L/10 a	2	1, 3, 7, 14, 21	圃場B:0.713(1回, 7日)	圃場B:0.575/0.138/0.012/0.062(1回, 7日)
			2000倍 散布・172 L/10 a			圃場A:0.934	圃場A:0.774/*0.168/*0.016/0.145(*2回, 3日)
	1		2000倍 散布・201~202 L/10 a		1	1, 3, 7, 14	圃場B:0.343
茶 (荒茶)	2	20.0%乳剤	1000倍 散布・666 L/10 a	1	7, 14, 21	圃場A:0.708	圃場A:0.674/0.034/<0.007/*0.114(*2回, 3日)
			1000倍 散布・698 L/10 a			圃場A:6.98	圃場A:2.28/4.70/0.38/3.52
	2		1000倍 散布・648 L/10 a		14, 21	圃場B:12.6	圃場B:3.32/9.23/0.63/6.55
			1000倍 散布・724 L/10 a			圃場A:6.23	圃場A:0.60/5.63/0.26/3.83
	2		1000倍 散布・666 L/10 a		14, 21	圃場B:10.9	圃場B:1.38/9.53/0.33/5.93
			1000倍 散布・666 L/10 a			圃場A:12.1	圃場A:4.84/7.26/0.60/7.14
茶 (浸出液)	2	20.0%乳剤	1000倍 散布・666 L/10 a	1	7, 14, 21	圃場B:6.51	圃場B:1.28/5.23/0.11/3.58
			1000倍 散布・698 L/10 a			圃場A:0.15	圃場A:<0.02/0.13/0.04/4.11
						圃場B:0.20	圃場B:<0.02/0.18/0.07/7.48

注1) アシノナビル及び代謝物Cの合計濃度(アシノナビルに換算した値)を示した。

注2) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験(いわゆる最大使用条件下の作物残留試験)を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。

代謝物C、代謝物K及び代謝物Qの残留濃度はアシノナビル濃度に換算した値で示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留濃度が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留濃度が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について( )内に記載した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
なす	0.5		申			0.034~0.307(\$)(n=6)
すいか	0.03		申			<0.013(n=6)
みかん	0.1		申			0.015~0.028(\$)(n=6)
なつみかんの果実全体	1		申			0.452,0.453,0.497
レモン	1		申			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1		申			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	1		申			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	1		申			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	1		申			0.402,0.408(すだち,かぼす)
りんご	3		申			0.434~1.63(\$)(n=7)
日本なし	0.7		申			0.207~0.404(\$)(n=7)
西洋なし	0.7		申			(日本なし参照)
あんず(アブリコットを含む。)	2		申			(うめ参照)
すもも(ブルーンを含む。)	0.2		申			0.030,0.046
うめ	2		申			0.675,0.739,0.836
おうとう(チェリーを含む。)	3		申			0.713,1.25(\$)
いちご	2		申			0.343,0.708,0.934
茶	20		申			6.23~12.6(\$)(n=6)(荒茶)
その他のスパイス	5		申			1.47~2.96(\$)(n=6)(みかん果皮)
魚介類	0.7		申			推:0.69

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、国内で農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留濃度であることを示している。

(別紙3)

アシノナピル推定摂取量 (単位:  $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$ )

食品名	基準値案 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
なす	0.5	6.0	1.1	5.0	8.6
すいか	0.03	0.2	0.2	0.4	0.3
みかん	0.1	1.8	1.6	0.1	2.6
なつみかんの果実全体	1	1.3	0.7	4.8	2.1
レモン	1	0.5	0.1	0.2	0.6
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	7.0	14.6	12.5	4.2
グレープフルーツ	1	4.2	2.3	8.9	3.5
ライム	1	0.1	0.1	0.1	0.1
その他のかんきつ類果実	1	5.9	2.7	2.5	9.5
りんご	3	72.6	92.7	56.4	97.2
日本なし	0.7	4.5	2.4	6.4	5.5
西洋なし	0.7	0.4	0.1	0.1	0.4
あんず(アブリコットを含む。)	2	0.4	0.2	0.2	0.8
すもも(ブルーを含む。)	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2
うめ	2	2.8	0.6	1.2	3.6
おうとう(チェリーを含む。)	3	1.2	2.1	0.3	0.9
いちご	2	10.8	15.6	10.4	11.8
茶	20	132.0	20.0	74.0	188.0
その他のスパイス	5	0.5	0.5	0.5	1.0
魚介類	0.7	65.2	27.7	37.2	80.4
計		317.6	185.4	221.3	421.2
ADI比 (%)		14.4	28.1	9.5	18.8

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算値: 基準値案×各食品の平均摂取量

(参考)

これまでの経緯

平成29年	6月30日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（新規：みかん、りんご等）並びに魚介類への基準値設定依頼
平成29年	9月27日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成30年	3月6日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成30年	7月11日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成30年	7月12日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

○ 穂山 浩	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
石井 里枝	埼玉県衛生研究所副所長（兼）食品微生物検査室長
井之上 浩一	立命館大学薬学部薬学科臨床分析化学研究室准教授
折戸 謙介	麻布大学獣医学部生理学教授
魏 民	大阪市立大学大学院医学研究科分子病理学准教授
佐々木 一昭	東京農工大学大学院農学研究院動物生命科学部門准教授
佐藤 清	元 一般財団法人残留農薬研究所理事
佐野 元彦	東京海洋大学海洋生物資源学部門教授
永山 敏廣	明治薬科大学薬学部特任教授
根本 了	国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
二村 睦子	日本生活協同組合連合会組織推進本部長
宮井 俊一	一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問
由田 克士	大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授
吉成 浩一	静岡県立大学薬学部衛生分子毒性学分野教授

(○：部会長)

答申(案)

アシノナピル

食品名	残留基準値		
	ppm		
なす	0.5	今回基準値を設定するアシノナピルとは、農産物にあってはアシノナピル及び代謝物C【3-endo-[2-プロポキシ-4-(トリフルオロメチル)フェノキシ]-9-アザビシクロ[3.3.1]ノナン】をアシノナピルに換算したものの和をいい、魚介類にあってはアシノナピルをいう。	
すいか	0.03		
みかん	0.1		
なつみかんの果実全体	1		
レモン	1		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1		
グレープフルーツ	1		
ライム	1		
その他のかんきつ類果実 <sup>注1)</sup>	1		
りんご	3		注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
日本なし	0.7		
西洋なし	0.7		
あんず(アプリコットを含む。)	2		
すもも(プルーンを含む。)	0.2		
うめ	2		
おうとう(チェリーを含む。)	3		
いちご	2		
茶	20	注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。	
その他のスパイス <sup>注2)</sup>	5		
魚介類	0.7		